

IV 学校におけるいじめ防止基本方針

都城市立白雲小学校・白雲中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「都城市立白雲小学校・白雲中学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止や早期発見
 - (2) いじめへの対処
 - (3) みやざき学園や家庭・地域・関係機関との連携

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策のための組織
- 2 児童又は生徒が主体となったいじめ防止等の取組の推進
- 3 いじめ防止等に関する措置
 - (1) アンケート調査や教育相談の実施
 - (2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応
 - (3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実
 - (4) 加害者や傍観者に対する支援
 - (5) いじめの解消となる二つの要件
- 4 その他の留意事項
 - (1) 校長のリーダーシップによる対応
 - (2) 道徳教育や人権教育の充実
 - (3) インターネット上のいじめへの対策
 - (4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用
 - (5) 都城市ならではの取組の充実
- 5 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の意味や具体例
 - (2) 重大事態への対処

第3 その他の事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し
- 2 学校評価・教職員評価における留意事項
- 3 ホームページ等での公開

第4 参考資料

- 資料1 学校いじめ防止プログラム
- 資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント
- 資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン
- 資料4 教室や寮でのいじめのサイン
- 資料5 いじめに対する措置

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いのように見えることでもであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの防止や早期発見
- いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考え。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。
- いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。日頃から、児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。
- (2) いじめへの対処
- いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。また、いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校長のリーダーシップのもと、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。
- (3) みやざき学園や家庭・地域・関係機関との連携
- 本校の取組をより多くの大人が見守り、支援してもらうため、みやざき学園との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。
- また、いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていかなければならない。
- ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
 - ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
 - ③ 福祉関係との連携
 - ・ 学園及び児童相談所との連携
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

- ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。なお、月2回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

また、学期に1回程度、児童生徒会との話し合いをもつなど、児童生徒の意見を積極的に取り入れていく。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、保健主事、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

【活動】

- ・ 「学校におけるいじめ防止基本方針」作成・見直し
- ・ 年間指導計画の作成
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ・ 要配慮児童生徒への支援方針決定

2 児童又は生徒が主体となったいじめ防止等の取組の推進

- (1) 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
 - 異学年交流会の実施
 - 学級活動での話し合い活動の実施
 - ボランティア活動の推進
- (2) 児童生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進する。
 - 特別活動等における児童生徒同士の相談活動の推進
- (3) いじめへの理解や過去の事例について、児童生徒が学ぶ機会を、児童生徒自身の手で企画実施する。
 - 児童生徒会によるふれあい祭や遠足など学校行事の企画提示

3 いじめ防止等に関する措置

- (1) アンケート調査や教育相談の実施
 - ア 学校独自のアンケートの実施
 - イ 県下一斉のアンケートの実施
 - ウ 積極的な教育相談の実施
 - エ いじめの相談窓口の周知
- (2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応
 - ア 職員会議での情報の共有
 - イ 進級時の情報の確実な引継
 - ウ 過去のいじめ事例の蓄積
- (3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実
 - ア 訪問先との綿密な打合せ
 - イ 移動・活動時の指導体制の整備
 - ウ 事前指導の徹底
 - エ いじめに関するチェックカードの活用

(4) 加害者や傍観者に対する支援

【加害者への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【傍観者への支援】

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(5) いじめの解消となる二つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件を満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、各学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

いじめ問題への取組にあたっては、校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめの防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう、必要な指導・助言を行う。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

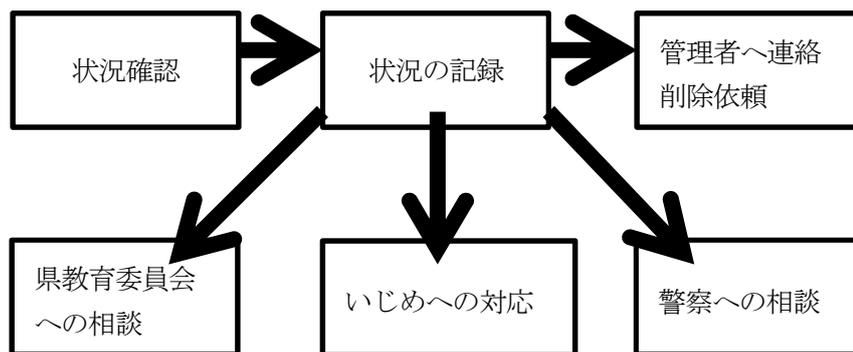
児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図る。

なお、道徳科において児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。

(3) インターネット上のいじめへの対策

児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等により、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ること等を理解させる取組を行う。

その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、更に効果的に対処することができるよう、特別活動等を通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。



※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を計画・実施していく。また、必要に応じて市教委、教育事務所にSC、SSWの派遣を依頼し、有効活用を図る。

(5) 都城市ならではの取組の充実

都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

重大事態とは、

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記の二つを「重大事態」と捉える。

例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- 等のケースが想定される。

(2) 重大事態への対処

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。また、事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 高額な金品を奪い取られた場合など

イ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

2 学校評価・教職員評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応がなされ、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した時の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知する。また、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価において、全職員がいじめ問題対応への意識を高めることができるよう、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価する。

3 ホームページ等での公開

本校は、児童自立支援施設であり、在学児童生徒のプライバシー保護の観点から、教育活動の状況等をホームページ上で公開していない。

第4 参考資料

- 資料1 学校いじめ防止プログラム
- 資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント
- 資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン
- 資料4 教室や寮でのいじめのサイン
- 資料5 いじめに対する措置

資料1 学校いじめ防止プログラム

いじめの未然防止や早期発見のために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体で組織的、計画的に取り組みます。

取組	項 目	時 期
いじめ防止のための措置	○ 異学年交流会の実施	7月中旬、12月中旬
	○ 学級活動での話し合い活動の実施	毎月1回
	○ ボランティア活動の推進	通年
	○ 児童生徒会による相談箱の設置	通年
	○ 特別活動等における児童生徒同士の相談活動の推進	毎月1回
	○ 児童生徒会によるふれあい祭や遠足等学校行事の企画提示	11月、3月
いじめ防止のための措置	○ 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開	通年
	○ 職員相互の授業研究会の実施	6月
	○ 積極的な教育相談の実施	通年
	○ 教科や学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	教科の単元計画に基づく
	○ 学校公開（オープンスクール）の実施	11月
	○ 地域住民を対象とした研修会の開催	2月
いじめの早期発見の措置	○ 児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※ 別紙2、3参照	通年
	○ 積極的な教育相談の実施	通年
	○ いじめの相談窓口の周知	通年
	○ 学校独自のアンケートの実施	毎月1回
	○ 県下一斉のアンケートの実施	毎月1回
	○ 職員会議での情報の共有	通年
	○ 進級時の情報の確実な引継	通年
○ 過去のいじめ事例の蓄積	通年	

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童生徒への指導、地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

(1) 学級担任等

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 養護教諭

- ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(3) 生徒指導主事

- ア いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(4) 管理職

- ア 全校朝会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等に計画的に取り組む。
- ウ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- エ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

2 早期発見のための措置

(1) 学級担任等

- ア 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

(2) 養護教諭

- ア 保健室を利用する児童生徒との雑談の中等で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

(3) 生徒指導主事

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知させる。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

(4) 管理職

- ア 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

資料3 いじめられている児童生徒のサイン・いじめた児童生徒に見られるサイン

1 いじめられている児童生徒のサイン

いじめられている児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員や学園職員が、複数の場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 職員や児童生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	昼食を食堂の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 部活動への参加を躊躇する。

2 いじめている児童生徒のサイン

いじめている児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 職員が近付くと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童生徒がいる。

資料4 教室や寮・家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 寮や家庭でのサイン

寮や家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう学園職員や保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 友人からの誘いを断る。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 自室や部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 寮や家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。